

2019年10月9日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市職員組合

執行委員長 八角 文仁



勤務条件変更に係る協議に対する回答について

日頃から、職員組合に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、2019年9月26日に実施した部長交渉における下記事項について、人事院勧告の内容と千葉県人事委員会勧告の内容に差異が認められなかったこと、妥当性のある提案であり、影響範囲が限定的であることから、佐倉市職員組合として、“妥結”とする旨、回答いたします。

記

1. 令和元年 千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定について
2. 住居手当の支給要件の変更について